

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 31 年 3 月 20 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800578号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800038号

第1 結論

昭和57年10月から昭和60年*月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年10月から昭和60年*月まで

昭和61年1月にA市に転居した数か月後に、妻が同市のBコミュニティセンターで行われた年金相談会に出席し、それまで未納となっていた請求期間を含む期間の国民年金保険料を全て計算してもらった上で、当該保険料を分割で納付することとし、そのときに作成された手書きで複写式の納付書により郵便局や金融機関で保険料を納付した。領収書をしばらく保管していたが、国の年金なので間違いはないだろうと思い廃棄してしまった。請求期間の保険料が未納となっていることには納得がいかないもので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする請求者の妻は、昭和61年1月にA市に転居した半年から1年後に同市のBコミュニティセンターで行われた年金相談会に出席し、それまで未納となっていた請求期間を含む期間の保険料を全て計算してもらった上で、当該保険料を分割で納付することとし、そのときに作成された手書きで複写式の納付書により保険料を納付したと主張している。

しかしながら、A市が作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿に「61.8.28作」の記載があること及びオンライン記録により請求者の国民年金手帳記号番号(*)に係る被保険者資格の入力処理年月日は昭和61年8月20日であることが確認できることから、この頃に請求者に係る国民年金の加入手続が行われ、当該手帳記号番号が払い出されたことが推認できるところ、同年8月時点では、請求期間のうち、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和57年10月から昭和59年6月までの期間に係る国民年金保険料は既に時効により納付することができない。

また、請求者の妻は、社会保険事務所(当時)から自宅に納付書が送付された記憶は無く、A市に転居した半年から1年後に広報誌で年金相談会が行われることを知り、当該相談会の後

に初めて未納となっていた保険料を分割して納付したと陳述していることから、請求者が同市に転入した昭和 61 年 1 月から昭和 62 年 12 月までに発行された同市の広報誌「C」を確認したところ、当該期間に B コミュニティセンターで国民年金に関する相談会が行われたのは、昭和 62 年 * 月 * 日の「国民年金相談」一回のみであり、同日時点で、請求者の請求期間に係る国民年金保険料は、既に時効により納付することができない。

一方、オンライン記録により、請求者及び請求者の妻に係る昭和 60 年 * 月以降の国民年金保険料が、「国民年金相談」の約 * か月後の昭和 63 年 * 月 * 日から 3 か月ごとに納付されていることが確認できる。

以上のことから、請求者の妻は、B コミュニティセンターで行われた「国民年金相談」に出席し、当該年金相談において作成された納付書を使用して、未納であった請求者及び請求者の妻に係る保険料を分割して納付したことはうかがえるものの、当該年金相談が行われたのは昭和 62 年 * 月 * 日であり、同日時点で請求者の請求期間に係る国民年金保険料は、既に時効により納付することができないことから、請求者の妻は、同日時点で納付することが可能であった請求者に係る昭和 60 年 * 月から昭和 61 年 3 月までの保険料及び請求者の妻に係る昭和 60 年 * 月から昭和 62 年 3 月までの保険料を分割して納付したものと推認できる。

加えて、A 市が作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿で確認できる国民年金保険料の収納記録はオンライン記録と一致しているほか、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査を行ったが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。